

○川南町軽自動車税種別割減免事務取扱規則

平成29年8月17日規則第22号

改正

令和元年9月26日規則第23号

令和7年3月31日規則第13号

令和8年2月24日規則第6号

川南町軽自動車税減免事務取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川南町税条例（昭和37年川南町条例第28号。以下「条例」という。）第89条及び第90条の規定による軽自動車税の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の適用を受ける公益法人等)

第2条 条例第89条に規定する公益のため直接専用する軽自動車で町長が必要と認めるものは、次に掲げる事業を行う法人等（地方公共団体から受託して事業を行う法人等を含む。）が所有又は使用する軽自動車で、専ら当該事業の用に供するものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる第1種社会福祉事業
- (2) 法第2条第3項第2号に掲げる第2種社会福祉事業のうち障害児通所支援事業
- (3) 法第2条第3項第4号に掲げる第2種社会福祉事業のうち老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業又は老人デイサービスセンター、老人福祉センター若しくは老人介護支援センターを経営する事業
- (4) 法第2条第3項第4号の2に掲げる第2種社会福祉事業のうち障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）、移動支援事業又は地域活動支援センター若しくは福祉ホームを経営する事業
- (5) 法第2条第3項第5号に掲げる第2種社会福祉事業のうち身体障害者福祉センターを経営する事業

2 前項の「専ら当該事業の用に供するもの」とは、高齢者、心身障害者、児童等に対する福祉サービス又は福祉サービスの提供のために直接使用する軽自動車であり、事務連絡等の一般事務用、役員の送迎用等として使用されるものは除かれる。

(身体障害者等の減免の範囲等)

第3条 条例第90条第1項第1号に規定する町長が必要と認めるものは、次項各号に掲げる者の通学、通院、通所又は生業の用に供する軽自動車等とする。

2 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は別表第1号表ノ3に定める程度の身体の障害を有するもの

(3) 宮崎県療育手帳制度実施要綱(昭和48年12月27日宮崎県福祉生活部児童家庭課)第7の規定により療育手帳の交付を受けている者のうち、別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障がい程度判定基準に定める程度の知的障害を有するもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、別表第4の左欄に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める程度の精神障害を有するもの

(判定の基準日等)

第4条 軽自動車税の減免要件の判定は、軽自動車税の賦課期日現在において行うものとし、減免の対象となる軽自動車税は、当該年度に課すべき分に限るものとする。

(減免申請書)

第5条 条例第89条第2項又は第90条第2項若しくは第4項の規定により提出する申請書は、軽自動車税減免申請書(様式第1号)によるものとする。

(決定通知)

第6条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、提出された申

請書の様式及び決定の内容により、次の各号に定める通知を行うものとする。

(1) 条例第89条第1項及び第90条第1項第2号の規定により、減免する旨の決定をした場合は、軽自動車税減免決定通知書（公益車両等用）（様式第2号）により申請者に通知する。

(2) 条例第90条第1項第1号の規定により、減免する旨の決定をした場合は、軽自動車税減免決定通知書（身体障がい者用）（様式第3号）により申請者に通知する。

(3) 前条の申請書の提出を受け、減免しない旨の決定をした場合は、軽自動車税減免否決通知書（様式第4号）により通知する。

(減免事由消滅申告)

第7条 条例第89条第3項（条例第90条第5項において準用する場合を含む。）の申告は、軽自動車税減免事由消滅申告書（様式第5号）により行うものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めのない事項又はこの規則に疑義のある場合は、「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について（昭和45年3月31日東京都総務・主税局長・各都道府県総務部長あて自治省税務局長通達）」、「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について（平成9年3月27日付け障第125号）都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知」及び「身体障害者、知的障害者および精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免の手続き等について（平成9年3月27日付け障企第126号・障障第52号・障精第86号）各都道府県・指定都市・中核市民生・衛生主管部局長宛て厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長、精神保健福祉課長通知」によるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現になされた軽自動車税の減免事務は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年 9 月 26 日規則第 23 号）

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税種別割の減免から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 24 日規則第 6 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 8 月 12 日規則第 30 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の川南町軽自動車税減免事務取扱規則第 2 条の規定は、令和 9 年度以後の軽自動車税の減免について適用し、令和 8 年度分までの軽自動車税の減免については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）

障害の区分	障害の級別	
	本人が運転する場合	生計同一者又は常時介護者が運転する場合
視覚障害	1 級、2 級、3 級及び 4 級の 1	同左
聴覚障害	2 級及び 3 級	同左
平衡機能障害	3 級	同左
音声機能障害	3 級（喉頭摘出による音声機能障害	適用なし

		がある場合に限る。)	
上肢不自由（上肢機能障害）		1 級、2 級の 1、 2 級の 2 及び 2 級 （身体障害者手帳 の旅客鉄道株式会 社運賃減額欄に第 1 種と記載がある 者に限る。）	同左
下肢不自由（下肢機能障害）		1 級、2 級、3 級、4 級、5 級及 び 6 級	1 級、2 級及び 3 級 の 1
体幹不自由（体幹機能障害）		1 級、2 級、3 級 及び 5 級	1 級、2 級及び 3 級
乳幼児期以前の非進性の 脳病変による運動機能障 害	上肢機能	1 級及び 2 級	同左
	移動機能	1 級、2 級、3 級、4 級、5 級及 び 6 級	1 級、2 級及び 3 級
心臓機能障害		1 級、2 級及び 3 級	同左
腎臓機能障害		1 級、2 級及び 3 級	同左
呼吸器機能障害		1 級、2 級及び 3 級	同左

ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級、2 級及び 3 級	同左
小腸機能障害	1 級、2 級及び 3 級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級、2 級及び 3 級	同左
肝臓機能障害	1 級、2 級及び 3 級	同左
併合障害	1 級、2 級、3 級及び 4 級	1 級、2 級及び 3 級

別表第 2（第 3 条関係）

障害の区分	障害の程度	
	本人が運転する場合	生計同一者又は常時介護者が運転する場合
視覚障害	特別項症、第 1 項症、第 2 項症、第 3 項症及び第 4 項症	同左
聴覚障害	特別項症、第 1 項症、第 2 項症、第 3 項症及び第 4 項症	同左
平衡機能障害	特別項症、第 1 項	同左

	症、第 2 項症、第 3 項症及び第 4 項症	
音声機能障害	特別項症、第 1 項症及び第 2 項症（喉頭摘出を受けた者に限る。）	適用なし
上肢不自由（上肢機能障害）	特別項症、第 1 項症、第 2 項症及び第 3 項症	同左
下肢不自由（下肢機能障害）	特別項症、第 1 項症、第 2 項症、第 3 項症、第 4 項症、第 5 項症、第 6 項症、第 1 款症、第 2 款症及び第 3 款症	特別項症、第 1 項症、第 2 項症及び第 3 項症
体幹不自由（体幹機能障害）	特別項症、第 1 項症、第 2 項症、第 3 項症、第 4 項症、第 5 項症、第 6 項症、第 1 款症、第 2 款症及び第 3 款症	特別項症、第 1 項症、第 2 項症、第 3 項症及び第 4 項症
心臓機能障害	特別項症、第 1 項症、第 2 項症及び	同左

	第 3 項 症	
腎臓機能障害	特別項症、第 1 項 症、第 2 項 症 及 び 第 3 項 症	同左
呼吸器機能障害	特別項症、第 1 項 症、第 2 項 症 及 び 第 3 項 症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症、第 1 項 症、第 2 項 症 及 び 第 3 項 症	同左
小腸機能障害	特別項症、第 1 項 症、第 2 項 症 及 び 第 3 項 症	同左

別表第 3 （第 3 条関係）

障害の区分	障害の程度	
	本人が運転する場 合	生計同一者又は常時介護者が運転する場合
知的障害	総合判定 A	総合判定 A （ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、総合判定 B 1 及び B 2 を含む。）

別表第 4 （第 3 条関係）

障害の区分	障害の程度	
	本人が運転する場合	生計同一者又は常時介護者が運転する場合

精神障害	障害等級 1 級	同左
------	----------	----

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

川南町長 様

軽自動車税減免申請書

川南町税条例（昭和 37 年川南町条例第 28 号）第 89 条又は第 90 条の規定により、軽自動車税の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

◆減免の申請者

納税義務者	住 所 (所在地)	電話番号											
	氏 名 (名 称)	個人番号 (法人番号)											

◆減免を申請する理由（減免申請の種類）

◆減免を受ける軽自動車等

車両情報	種 別 及び用途				総排気量 又は定格出力	
	車両番号 (標識番号)		型 式		形 状	
	登 録 年 月 日		原動機 型式		使用目的	
定 置 場						

◆身体障害者等に係る情報等

障 害 者	住 所	□納税義務者に同じ			
	氏 名	□納税義務者に同じ		生 年 月 日	
	障害者手帳 の番号			手帳の種類	□身体障害 □戦傷病 □療育 □精神保健
	障害の区分及 び等級(程度)			手帳の交付 年 月 日	
運 転 者	住 所 (所在地)	□納税義務者に同じ □障害者に同じ		障害者との 関 係	
	氏 名	□納税義務者に同じ □障害者に同じ			

（備考）

提出期限

様

川南町長

軽自動車税減免決定通知書（公益車両等用）

減免申請のありました 年度軽自動車税については、次のとおり減免決定を通知します。

◆減免対象の納税義務者

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

◆減免対象の車両

車 種	
車両番号 (標識番号)	

◆減免の内容

通知書番号		課税年度	
減免対象区分			
税 額		減免税額	
差引納付税額			

(根拠条例) 川南町税条例(昭和37年川南町条例第28号)

第89条第1項及び第90条第1項第2号

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川南町長に対して審査請求をすることができます。
- 処分に取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川南町を被告として（訴訟において川南町を代表する者は川南町長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

川南町長

軽自動車税減免決定通知書（身体障がい者用）

減免申請のありました 年度軽自動車税については、次のとおり減免決定を通知します。

◆減免対象の納税義務者

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

◆減免対象の車両

車 種	
車両番号 (標識番号)	

◆減免の内容

通知書番号		課税年度	
減免対象区分			
税 額		減免税額	
差引納付税額			

(根拠条例) 川南町税条例(昭和37年川南町条例第28号)

第90条第1項第1号

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川南町長に対して審査請求をすることができます。
- 処分に取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、川南町を被告として（訴訟において川南町を代表する者は川南町長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

文 書 番 号
年 月 日

様

川南町長

軽自動車税減免否決通知書

年 月 日付けで減免申請のありました 年度軽自動車税については、
減免しないことと決定しましたので通知します。

記

納税義務者名	
標 識 番 号	
車 体 番 号	
減免しないことと決定した理由	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川南町長に対して審査請求をすることができます。
- 処分に取消しの訴えについては、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、川南町を被告として（訴訟において川南町を代表する者は川南町長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

川南町長 様

軽自動車税減免事由消滅申告書

納税義務者

個人番号又は 法人番号	
住 所	
氏 名	印
電 話	

年度軽自動車税の減免の事由が消滅したので、次のとおり申告します。

納税義務者	所有者	住所（所在地）	
		氏名（名称）	
	使用者	住所（所在地）	
		氏名（名称）	
軽自動車等	標識番号（車両本号）		
	車台番号		
	種 別		
	主たる定置場		
	原動機の型式		
	原動機の総排気量 又は定格出力		
	用 途		
	形 状		
減免の事由が消滅した経緯等			